

平成 2 1 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 6 号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する等の条例の制定
について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市国民健康保険条例の一部を改正する等の条例

(函館市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 函館市国民健康保険条例 (昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項を削る。

(函館市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 函館市後期高齢者医療に関する条例 (平成 2 0 年函館市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附則第 3 条中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

(函館市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 3 条 函館市道路占用料徴収条例 (昭和 4 5 年函館市条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「督促及び」を削り、同条第 1 項中「手数料及び」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

(函館圏都市計画事業湯川橋土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 4 条 函館圏都市計画事業湯川橋土地区画整理事業施行条例 (平成 14

年函館市条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条」に、「第27条～第30条」を「第26条～第29条」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第7章中第27条を第26条とする。

第28条中「第26条」を「第25条」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

(函館市税外収入督促手数料条例の廃止)

第5条 函館市税外収入督促手数料条例(昭和24年函館市条例第20号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による廃止前の函館市税外収入督促手数料条例附則第2項に規定する延滞金の徴収については、なお従前の例による。

(提案理由)

督促手数料を廃止することとするため